

人事行政の運営等の状況

東みよし町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成21年条例第2号）に基づき、令和4年度の状況を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用試験による採用の状況（R4.4.1～R5.3.31）

職種	人数
一般行政	5
保健師	1
保育士	2
幼稚園教諭	1
看護師	1
計	10

(2) 退職の状況（R4.4.1～R5.3.31）【単位：人】

職種	区分	定年退職	応募認定	その他				合計	
				普通退職	分限免職	懲戒免職	失職		死亡退職
一般行政		0	1	1	0	0	0	0	2
教育職		0	0	1	0	0	0	0	1
技能労務		0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	1	2	0	0	0	0	3

注) 退職者数には、再任用職員・非常勤職員（会計年度任用職員など）は除いています。

(3) 職員数に関する状況（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数（人）		
		令和3年	令和4年	対前年増減数
一般行政	議会	2	2	0
	総務	42	42	0
	税務	10	11	1
	農林水産	9	9	0
	商工	4	4	0
	土木	9	10	1
	民生	35	37	2
	衛生	16	15	△1
	計	127	130	3
教育		21	18	△3
普通会計	計	148	148	0
公営企業等	水道事業	4	4	0
	下水道事業	3	4	1
	その他	6	5	△1
	計	13	13	0
合計		161	161	0

注) 職員数は、地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員等を含み、非常勤職員（会計年度任用職員など）を除いています。

(参考) 会計年度任用職員（フルタイム）の職員数
 令和3年4月1日 40人
 令和4年4月1日 37人

(4) 年齢別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1	8	18	17	19	16	12	17	14	12	11	16	161

注) 非常勤職員（会計年度任用職員など）を除いています。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計 決算分）

区分	人口(人)	歳出総額A(千円)	人件費B(千円)	人件費率B/A(%)
令和4年度	13,549	9,564,774	1,424,729	14.9

注) 1 「人件費」には特別職に支給される給与・報酬などを含みます。

2 人口は、令和5年3月31日現在です。

人件費の状況（普通会計 決算分：会計年度任用職員（フルタイム））

区分	給与費(千円)		
	給料	諸手当	計
令和4年度	72,483	13,965	86,448

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算：会計年度任用職員を除く。）

区分	職員数A (人)	給与費(千円)			1人当たり給与費 B/A(千円)
		給料	諸手当	計B	
令和5年度	153	530,266	340,251	870,517	5,690

注) 1 給与費は当初予算額です。

職員給与費の状況（普通会計予算：会計年度任用職員（フルタイム））

区分	給与費(千円)		
	給料	諸手当	計
令和5年度	95,355	33,429	128,784

注) 1 給与費は当初予算額です。

(3) 職員手当の状況（令和4年4月1日現在）

区分	支給金額等			
	支給月	期末手当	勤勉手当	合計
期末手当	6月	1. 20月分	0. 95月分	2. 15月
勤勉手当	12月	1. 20月分	0. 95月分	2. 15月
退職手当	勤務年数	自己都合	応募認定・定年退職	
	20年	19. 6695月分	24. 586875月分	
	25年	28. 0395月分	33. 270750月分	
	35年	39. 7575月分	47. 709月分	
	最高限度	47. 709月分	47. 709月分	
扶養手当	配偶者		月額	6,500円
	子		月額	10,000円
	扶養親族1人につき		月額	6,500円
	特定期間の扶養親族たる子1人につき		月額	5,000円
住居手当	借家	月額	28,000円を限度に支給	
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の場合に限る ・自家用車等を使用の場合 距離に応じ2,000円～31,600円 ・公共交通機関等を利用の場合 最高55,000円			
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 定額20,000円～60,000円			
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務の場合に支給 死獣処理手当 1回につき1,000円			

注) 会計年度任用職員については、適用される内容が異なる場合があります。

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均年齢(歳)
一般行政職	291,600	354,225	40.8
教育職	348,400	375,950	48.8
技能労務職	339,700	356,401	59.6

(5) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分	初任給(円)	
一般行政職	高校卒	154,600
	短大卒	167,100
	大学卒	185,200

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

区分	経験年数7年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	
一般行政職	高校卒	207,500円	230,900円	275,300円
	大学卒	237,300円	262,300円	313,800円

(7) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額(円)	期末手当の支給割合	
町長	743,000	6月期	1.625月
副町長	595,000	12月期	1.625月
教育長	550,000	計	3.25月

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	土曜日及び日曜日
時間外勤務の月平均時間数（その他首長部局等に所属する正規職員）				11.7時間

(2) 休暇等

区分	内容	
年次有給休暇※	・1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。	令和4年中正規職員平均取得日数 11.8日
病気休暇※	・負傷又は疾病のため療養を要する場合、必要と認められる期間（90日を超えることはできない） 当年度取得者8人（5日を超える診断書を有する者）	
主な特別休暇	結婚休暇※	・その都度必要と認める期間。ただし、7日を超えることはできない。
	出産休暇※	・出産予定日前6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）目に当たる日から分べんの日後10週間目に当たる日までの期間において、あらかじめ必要と認める期間
	子の看護休暇※	・1年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の日又は時間
	忌引休暇※	・死亡者との続柄に応じ、1日～10日の範囲内
	夏期休暇※	・7月1日～9月30日までの期間内で5日以内。その単位は1日とする。
	リフレッシュ休暇 ボランティア休暇※	・5年ごとに連続する3日又は5日 ・1の年において5日の範囲内の期間
介護休暇※	・配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、連続する2週間以上6月の期間内で必要と認められる期間（無給） 当年度取得者なし	
組合休暇	・職員が登録された職員団体の業務又は活動に従事するため1年につき30日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間（無給） 当年度取得者なし	
無給休暇※	・私事の故障その他公務につけない特別の理由がある場合で、任命権者が必要と認めた期間（1日又は半日を単位とする。）（無給） 当年度取得者なし	

注) 「※」の休暇については、会計年度任用職員も付与されます。休暇期間及び適用される内容は異なる場合があります。

(3) 育児休業等の取得状況

(単位：人)

任命権者の別		令和4年度中の育児休業等状況			令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員の育児休業等状況			
		育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数	育児休業対象者数	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数
首長部局等	男性	1	0	0	3	1	0	0
	女性	7	0	0	4	4	0	0
教育委員会	男性	0	0	0	0	0	0	0
	女性	0	0	0	0	0	0	0
公営企業	男性	0	0	0	0	0	0	0
	女性	0	0	0	0	0	0	0

注) 育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子どもを養育するために当該子どもが3歳に達する日までの間で必要とする期間を休業することです。

注) 部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子どもを養育するために、当該子どもが小学校就学の始期に達するまでの間で、必要とする期間に係る1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で休業することです。

注) 育児短時間勤務とは、職員が任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子どもを養育するために、当該子どもが小学校就学の始期に達するまでの間で、あらかじめ決められたいくつかの勤務形態により希望する日及び時間帯において勤務することができる制度です。

(4) 自己啓発等休業の取得状況

職員は任命権者の承認を受けて、大学等課程の履修又は国際貢献活動等に参加するための休業をすることができます。自己啓発等休業をしている期間については、給与は支給されません。

当年度取得者なし

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況について

公務能率の維持向上のため、職員が一定の事由によってその職務が果たすことができない場合などに、本人の意に反してなされる不利益処分であり、その種類は降任、免職及び休職があります。

降任 なし
免職 なし
休職 2人 心身の故障による

(2) 職員の懲戒処分の状況について

職員の義務違反に対し、地方公共団体の規律と公務執行の秩序を維持する目的で、一定の義務違反に対して職員にその道義的責任を負わせる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給、戒告があります。

免職 なし
停職 1人
減給 なし
戒告 1人

5. 職員の服務の状況

地方公務員法第30条では、全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないとされています。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員には命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止、営利企業等の従事、政治行為の制限などが課せられています。営利企業等の従事について、職員（会計年度任用職員（パートタイム）を除く。）は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社などの役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することはできません。

6. 職員の退職管理の状況

東みよし町職員の退職管理に関する条例第3条の規定に基づき届出を受けた件数
0 件

7. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 令和4年度職員研修実績（延べ人数）

研修主体	研修内容	参加人数
徳島県自治研修センター	階層別研修	142 人
	能力開発・向上研修	39 人
市町村職員中央研究所	地域おこし協力隊初任者研修会	3 人
	訴訟と行政不服審査の実務	5 人
	政策企画	6 人
町	新規採用職員研修	26 人
	特定個人情報保護研修	102 人
	法令・例規関係研修	41 人
	メンタルヘルス・ハラスメント研修	117 人
	障がい関係研修	30 人
	人権研修	39 人
その他	デジタル創発塾等	18 人
町外	各専門研修等	525 人

- (2) 勤務成績の評定の状況
「東みよし町職員の人事評価実施規程」(平成27年4月1日施行)
- | | |
|---------|---|
| 人事評価 | 実施 |
| 対象者 | 全職員 |
| 評価期間 | 毎年4月1日から3月31日までの期間 |
| 内容 | 能力評価 評価項目ごとに職務遂行の過程において発揮された
職員の能力を評価
業績評価 職員が設定した業務目標の達成度その他の取り組みに
ついて業務上の業績を評価 |
| 評価結果の活用 | 人事管理の基礎、職員の人材育成に活用 |

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

- (1) 地方公共団体は、職員の保護、元気回復、その他厚生に関する計画を立て実施することが義務づけられています。現在本町職員(条件を満たした会計年度任用職員(フルタイム)を含む。)はその勤務地により、徳島県市町村職員共済組合及び徳島県市町村職員互助会、又は公立学校共済組合及び徳島県教職員互助組合に加入しています。

加入団体 (加入人数)	事業内容
徳島県 市町村職員 共済組合 (178人)	<ul style="list-style-type: none"> ○短期給付・・・病気やケガ(公務外)、出産、死亡、休業、災害時等の給付 <ul style="list-style-type: none"> ・保健給付・・・療養給付・高額療養費・出産費等 ・休業給付・・・傷病手当金・育児休業手当金・介護休業手当金等 ・災害給付・・・弔慰金・災害見舞金等 ○長期給付・・・退職、障害又は死亡に対する給付 <ul style="list-style-type: none"> ・老齢厚生年金・・・組合員期間や一定の条件を満たすことにより、65歳から支給(特例で年齢により65歳未満で支給あり) ・障害厚生年金・・・組合員が在職中に病気やケガで障害が残る状況になったときに支給 ・遺族厚生年金・・・組合員又は組合員であった者が死亡したときに遺族に支給 ○福祉事業・・・保健、貯金、貸付などの各事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業・・・人間ドック助成、特定健診・特定保健指導等 ・貯金事業・・・定期預金及び定期積立 ・貸付事業・・・普通貸付、住宅貸付、入学・修学貸付等 ・物資事業・・・各種保険制度等
徳島県 市町村職員 互助会	<ul style="list-style-type: none"> ○給付事業・・・医療費、出産祝金、死亡弔慰金、休業給付等 ○厚生事業・・・退職準備講座、夏期保養施設利用助成、各教室開設等
公立学校 共済組合 (10人)	<ul style="list-style-type: none"> ○短期給付・・・病気やケガ(公務外)、出産、死亡、休業、災害時等の給付 <ul style="list-style-type: none"> ・保健給付・・・療養給付・高額療養費・出産費等 ・休業給付・・・傷病手当金・育児休業手当金・介護休業手当金等 ・災害給付・・・弔慰金・災害見舞金等 ○長期給付・・・退職、生涯又は死亡に対する給付 <ul style="list-style-type: none"> ・退職共済年金・・・組合員期間や一定の条件を満たすことにより、65歳から支給(特例で年齢により65歳未満で支給あり) ・障害共済年金・・・組合員が在職中に病気やケガで障害が残る状況になったときに支給 ・遺族共済年金・・・組合員又は組合員であった者が死亡したとき遺族に支給 ○福祉事業・・・保健、貯金、貸付などの各事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業・・・人間ドック助成、特定健診・特定保健指導等 ・貸付事業・・・普通貸付、住宅貸付、入学・修学貸付等 ・住宅事業・・・教員住宅事業 ・宿泊事業・・・組合員の保健、保養又は教養のための宿泊施設を営し組合員の福祉の向上と健康の増進を図る ・医療事業・・・直営病院の経営事業
徳島県 教職員 互助組合	<ul style="list-style-type: none"> ○給付事業・・・医療費、出産祝金、死亡弔慰金、休業給付等 ○厚生事業・・・保養施設利用助成、各教室開設等 ○貸付事業・・・一般貸付、住宅貸付、医療貸付
町	○職員の保健等に関すること・・・健康診断・人間ドック助成金

○上記徳島県市町村職員互助会が実施した事業のうち公費支出を伴う事業

事業名	給付単価(円)	件数	実績額(円)
育児休業一時金(60日以上)	100,000	5	500,000
育児休業一時金(60日未満)	30,000	2	60,000
介護休業一時金	50,000	0	0
退職準備講座等		231	938,210
合計		238	1,498,210

○互助会加入人数及び公費補助額 (単位:人、千円、%)

互助会名	加入人数	公費補助額	公費補助率	1人当たり公費負担額
徳島県市町村 職員互助会	178	2,318	50%	12
徳島県教職員 互助組合	10	0	0%	0

(2) 健康診断の実施状況（令和4年度）

東みよし町では、事業所として職員健康診断を行っていますが、各共済組合主催の人間ドックを受診した人は、職員健康診断を受診したものとしています。
(受診率98.0%)

健康診断の種類		受診者数	町負担金額(千円)
職員健康診断		110	1,495
人間ドック	1泊2日ドック	4	79
	日帰りドック	121	1,102
	脳ドック	13	221
	合計	138	1,402
他医療機関受診		0	0
総合計		248	2,897

(3) 公務災害の発生状況（令和4年度）

種類	発生件数	事案の概要
公務災害	2	ドア開閉時の手指負傷・転倒による足負傷
通勤災害	0	

(4) 利益の保護状況（令和4年度）

内容	有無
職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の請求	無
職員に対する不利益な処分についての不服申し立て	無